

株式会社善商に係る経緯

(廃掃法に関すること)

| | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 昭和62年 | 7月 | 6日 | 産業廃棄物処理業(中間処理、破碎)の許可 コンクリート廃材の破碎(処理能力60t/H 360t/D) |
| 昭和63年 | 3月 | 19日 | 苦情処理(コンクリートがらの保管について改善計画書提出を口頭依頼) |
| 昭和63年 | 3月 | 30日 | 善商からの改善計画書 |
| 昭和63年 | 4月 | 30日 | 産業廃棄物処理業(収集運搬、中間処理施設)の変更許可 中間処理(木くずの焼却:処理能力120kg/H 0.96t/D) 収集運搬(木くず、建設廃材)を追加 |
| 平成元年 | 12月 | 20日 | 野焼き口頭注意(苦情) |
| 平成2年 | 2月 | 15日 | 野焼き苦情(木くずの適正処理について改善文書を要請する。) |
| 平成2年 | 2月 | 16日 | 善商からの回答(木くずの処理について適正処理をする。) |
| 平成2年 | 4月 | 12日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成2年 | 5月 | 2日 | 産業廃棄物処理業変更届 (代表者と事務所所在地名称の変更) |
| 平成2年 | 5月 | 9日 | 野焼き口頭注意(苦情) |
| 平成2年 | 5月 | 17日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成2年 | 6月 | 1日 | 伊奈波県事務所より保安林内の産業廃棄物についての調査依頼。調査の結果、保安林内に建設廃材を保管しており、森林法に抵触すると思われるため県林務課に指導依頼をする。 |
| 平成2年 | 6月 | 4日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成2年 | 6月 | 7日 | 伊奈波県事務所より処分指導依頼(保安林内の産業廃棄物に対する処分指導依頼について) |
| 平成2年 | 6月 | 12日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成2年 | 6月 | 18日 | 改善計画書の報告依頼 1.木くずの焼却炉を使用すること 2.破碎施設の処理能力を超え建設廃材を受け入れない 3.廃材は保安林内に保管しない 4.現在保安林に保管している建設廃材の除去 |
| 平成2年 | 6月 | 22日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成2年 | 6月 | 30日 | 善商からの回答書 1.木くずの野焼きは他社も同様に行っている。 2~4.保安林内の廃棄物については県事務所と協議中。 |

| | | | |
|----|----|--------|---|
| 平成 | 2年 | 7月30日 | 伊奈波県事務所より事務連絡(保安林内の産業廃棄物について撤去命令を行った。) |
| 平成 | 2年 | 7月31日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成 | 2年 | 8月28日 | 粉じん・騒音・振動に関する届出指導(パトロール) |
| 平成 | 2年 | 9月3日 | 善商からの再回答書 1.木くずの処理は焼却炉を使用する。 2~4.平成3年11月30日までに保安林内の廃棄物を撤去し、復旧する。 |
| 平成 | 2年 | 9月5日 | 野焼き口頭注意(苦情) |
| 平成 | 2年 | 9月20日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成 | 2年 | 12月17日 | 野焼き口頭注意(苦情) |
| 平成 | 3年 | 1月7日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成 | 3年 | 1月30日 | 野焼き口頭注意(苦情) |
| 平成 | 3年 | 4月1日 | 公共工事(岐阜市発注分)から発生する産業廃棄物の持ち込みを自粛させる。 |
| 平成 | 3年 | 4月4日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成 | 3年 | 5月2日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成 | 3年 | 5月22日 | 口頭指導 野焼き注意 現在保安林に保管している建設廃材の除去を指導(パトロール) |
| 平成 | 3年 | 5月31日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成 | 3年 | 6月3日 | 勧告(木くずは焼却炉を使用して適正に処理すること) |
| 平成 | 3年 | 6月15日 | 善商からの回答書(木くずは適正に焼却炉で焼却処分する。また、焼却能力の大きい焼却炉の設置を検討するとの回答があった。) |
| 平成 | 3年 | 7月9日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成 | 3年 | 7月30日 | 野焼き口頭注意(苦情) |
| 平成 | 3年 | 11月19日 | 野焼き口頭注意(パトロール) |
| 平成 | 4年 | 4月16日 | 野焼き口頭注意(苦情) |
| 平成 | 4年 | 4月22日 | 立入検査(木くずの適正処理を指導) |
| 平成 | 4年 | 6月23日 | 産業廃棄物の適正処理について勧告 廃棄物処理法18条の規定に基づく報告徴収 (回答期限平成4年7月15日) |
| 平成 | 4年 | 7月15日 | 勧告及び法18条の報告徴収に基づく回答が提出される。 (木くずの焼却は搬入業者と協議中、回答ができしだい受け入れはしない。建設廃材の搬入は1日350tまでにして適正保管量とする。) |
| 平成 | 4年 | 7月30日 | 伊奈波県事務所より事務連絡(保安林内の産業廃棄物撤去について) |

| | | | |
|----|-------|-------|---|
| 平成 | 4年 | 8月21日 | 立入指導（廃棄物の適正保管について） |
| 平成 | 4年 | 8月31日 | 善商から再回答書が提出される。（保安林の廃棄物の除去作業を実施。） |
| 平成 | 4年12月 | 1日 | 伊奈波県事務所より照会文書（保安林内における産業廃棄物の撤去期間延長の上申に対する意見照会） |
| 平成 | 4年12月 | 16日 | 伊奈波県事務所へ回答（場内の移動は最小限に留め外部に搬出する。残土については産業廃棄物に該当しない。） |
| 平成 | 5年 | 4月8日 | 産業廃棄物処理業変更届（代表者の変更） |
| 平成 | 6年 | 1月10日 | 善商の建設廃材の溶出試験を実施（試験結果は基準を超えて溶出した有害物質は認められなかった。） |
| 平成 | 6年 | 2月18日 | 善商から除去計画書が提出された。 |
| 平成 | 6年 | 3月9日 | 伊奈波県事務所より産業廃棄物の除去計画についての意見照会 |
| 平成 | 6年 | 3月11日 | 善商から提出された除去計画を承認した。 |
| 平成 | 6年 | 3月15日 | 伊奈波県事務所へ回答（保管量は10,000t以下にする保管基準の指導） |
| 平成 | 6年 | 4月28日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可（木くず、建設廃材） 産業廃棄物処分業更新許可（木くずの焼却、建設廃材の破砕） |
| 平成 | 6年 | 7月26日 | 産業廃棄物処理業変更届 （焼却炉の変更：処理能力0.6t/H 4.8t/D） |
| 平成 | 6年 | 8月19日 | 善商から除去計画の報告。 |
| 平成 | 6年11月 | 22日 | 文書指導（産業廃棄物の撤去及び野焼きの禁止について） |
| 平成 | 6年12月 | 5日 | 善商からの回答書 木くずは焼却施設でのみ焼却する。焼却能力以上に木くずを受け入れない。木くずの受け入れ施設を完備するよう努める。 |
| 平成 | 7年 | 2月9日 | 立入検査（木くずの受け入れ施設を設置するよう口頭指導） |
| 平成 | 7年 | 3月6日 | 除去実績報告書の受理 |
| 平成 | 7年 | 4月21日 | 文書指導（木くずの適正保管についての指導） |
| 平成 | 7年 | 5月12日 | 泥水の流出と野焼きについての苦情 |
| 平成 | 7年 | 5月23日 | 善商からの報告書受理（平成7年4月21日の指摘について） |
| 平成 | 7年 | 6月19日 | 泥水の流出 砂の落下・放置 野焼きについて口頭指導（苦情） |
| 平成 | 7年 | 6月29日 | 水路に燃え殻を廃棄しているとの苦情（現地調査をしたところ、燃え殻を廃棄したような形跡はなかった。） |
| 平成 | 7年 | 7月4日 | 土砂流出との苦情（泥で雨水が濁っているが、土砂の流出はないことを確認する。） |

| | | |
|----------|-------------|--|
| 平成 7 年 | 9 月 2 8 日 | 立入調査(土砂流出についての苦情で調査したが、善商が原因と確認できなかった。) |
| 平成 7 年 | 1 2 月 6 日 | 立入調査(土砂流出の疑いで調査したが、善商が原因と確認できなかった。) |
| 平成 8 年 | 2 月 2 2 日 | 泥水流出の苦情により立入指導(原因とされる部分の雨水等も沈砂池へ接続するよう指導し了承を得る。) |
| 平成 8 年 | 6 月 1 0 日 | 除去実績報告書の受理 |
| 平成 9 年 | 2 月 1 9 日 | 立入検査(木くずの過剰保管と野焼き注意) |
| 平成 9 年 | 3 月 1 1 日 | 岐阜市長から善商への焼却施設改善勧告(勧告内容 木くずは周囲に囲いが設けられた保管場所で保管すること 木くずは焼却施設により焼却し野焼きは行わないこと) |
| 平成 9 年 | 5 月 2 7 日 | 焼却施設改善勧告への回答と除去実績報告の提出(木くずの周囲に囲いを設置する。木くずは焼却施設で処理する。破砕機で破砕後、木くずと土砂に分別する。) |
| 平成 9 年 | 1 1 月 4 日 | 立入調査(処理能力以上の受け入れ禁止を指導) |
| 平成 1 0 年 | 2 月 2 3 日 | 産業廃棄物処理業変更届(代表者の変更) |
| 平成 1 0 年 | 1 1 月 1 8 日 | 保管量について口頭指導(パトロール) |
| 平成 1 1 年 | 4 月 3 0 日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可(木くず、がれき類) 産業廃棄物処分業更新許可(木くずの焼却、がれき類の破砕) |
| 平成 1 1 年 | 5 月 1 9 日 | 立入調査(岐阜北警察署と岐阜北消防署より最上部西側付近で出火したとの連絡あり) |
| 平成 1 1 年 | 5 月 2 1 日 | 文書指導(H11.5.19の火災についての指導及び報告書の提出依頼) |
| 平成 1 1 年 | 6 月 7 日 | 火災についての報告書受理(出火原因と推測される燃え殻について適正処理する旨の報告。) |
| 平成 1 1 年 | 6 月 1 7 日 | 特定産業廃棄物焼却施設使用届(法改正に伴い既存焼却炉が廃掃法の15条施設に追加されたため) |
| 平成 1 1 年 | 8 月 3 日 | 産業廃棄物収集運搬業事業範囲の変更許可(品目追加) 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの6品目を追加 |
| 平成 1 1 年 | 1 2 月 2 4 日 | 産業廃棄物処分業事業範囲の変更許可(品目追加) 焼却施設：紙くず、繊維くずの2品目追加 |
| 平成 1 2 年 | 1 月 3 日 | 立入調査(岐阜市消防本部より焼却炉南の裏面で出火したとの連絡あり) |
| 平成 1 2 年 | 1 月 6 日 | 文書指導(火災の原因報告と木くず混じりの残土を全量撤去するよう指導) |
| 平成 1 2 年 | 2 月 2 9 日 | 火災事故に関する報告受理(H12.2.28に現地確認したところ、撤去作業は報告書どおり進められていることを確認し |

た。)

- 平成12年 6月13日 立入調査(適正保管を口頭指導)
- 平成12年 6月19日 文書指導(保管中の木くず混じりの残土及びコンクリートガラについて撤去計画書の提出を求めた。)
- 平成12年 7月12日 改善計画書受理(9月末までに撤去する旨の計画書)
- 平成12年10月12日 立入調査(撤去確認したところ、一部未撤去であった。)
- 平成12年10月25日 文書指導(木くずの適正処理とがれき類の保管方法について指導)
- 平成12年12月20日 立入調査(南側沢に木くず混じりの残土を発見)
- 平成12年12月25日 文書指導(沢の木くずの撤去状況を確認)
- 平成13年 2月13日 立入調査(沢の木くずを撤去し、分別処分することを確認)
- 平成13年 4月10日 産業廃棄物処理施設使用届(法改正に伴いがれき類の破碎施設が廃掃法の15条施設に追加されたため)
- 平成13年 7月16日 苦情処理(善商工場から泥水が原川に流出したとの通報を受け現場確認。)
- 平成13年 8月22日 善商の放流水を採取(分析結果 カドミウム、鉛、六価クロム等すべての検査項目について、排出基準に適合していた。)
- 平成13年 9月17日 原川底質採取(基準に適合していた。)
- 平成13年10月30日 立入検査(木くずが一時保管場所から沢に落ち込んでいるため、元の場所に戻すよう指導。)
- 平成13年11月 6日 立入検査(沢に落ち込んでいた廃材は戻されていた。)
改善指導(顛末と今後の方針について報告を求めた。)
- 平成13年11月29日 善商から改善指導についての回答通知(適正処理と適正保管について回答が提出された。)
- 平成14年 4月16日 産業廃棄物処理施設軽微変更届 破碎施設
破碎後のふるいわけ変更 破碎物の移動工程変更
- 平成14年 6月28日 焼却炉現地確認(焼却炉の構造基準の変更に伴う現地調査)
- 平成14年 7月 8日 産業廃棄物処理施設軽微変更届
焼却施設:焼却施設の構造基準に適合するため
- 平成14年11月29日 焼却炉現地確認(焼却炉の構造基準の変更に伴う構造審査)
- 平成15年 8月15日 産業廃棄物処理業変更届(車輦の変更)
- 平成16年 3月 4日 産業廃棄物処理業変更届(役員の変更)